

独立行政法人 自動車事故対策機構 福岡主管支所

【相談（業務）内容】

○交通遺児等育成資金の貸付

保護者が自動車事故で死亡、または重度の後遺障害(自賠法3級以上)となった被害者の家庭の遺児などの健全な育成を図るため、育成資金の無利子貸付を行っています。

○重度後遺障がい者への介護料支給

自動車事故により、脳・脊髄または胸腹部臓器に損傷を受け、常時又は随時の介護を必要とする重度後遺障がい者を抱える家族の精神的・肉体的並びに経済的負担の軽減を図るため、介護料を支給しています。

【対象者】

○交通遺児等育成資金の貸付

自動車事故によって保護者が死亡したり、重度の後遺障害が残ることとなった家庭の遺児等（0才から中学校卒業までの児童）

○介護料支給

自動車事故を原因として、「脳」、「脊髄」又は「胸腹部臓器」を損傷し、重度の後遺障害を持つため、日常生活動作について「常時」または「随時」の介護が必要になった方の家族

※詳細についてはお問い合わせください。

【相談日時】

月～金、第1・3土曜（祝日除く）

ただし、開業した土曜の翌週の月曜は休み

8:30～17:10

【相談方法】

電話／来所 要予約

【相談料】

無料

【問い合わせ先・所在地】

団体名	独立行政法人自動車事故対策機構 福岡主管支所		担当部署	被害者援護
住所	〒812-0016 福岡市博多区博多駅南 2-1-5 博多サンシティビル 4F			
電話番号	092-451-7751	FAX 番号	092-451-7753	
HP	http://www.nasva.go.jp			